



志布志市

犠牲者ゼロを目指し、市民、港湾関係者、来訪者すべての人が安全に避難できる地域づくり

志布志市の特徴

志布志市は、鹿児島県東部、志布志湾の湾奥ほぼ中央に位置し、物流拠点港湾かつ九州唯一の国際バルク戦略港湾があり、南九州地域の国内・国際物流拠点となっています。

市における推進計画作成の背景

当市では、南海トラフ地震が発生した場合、鹿児島県の想定で最大高さ6.41mの津波が想定されています。

東日本大震災以降、防災行政無線デジタル化、津波防災マップ作製など津波防災に対する様々な事業を展開してきましたが、津波防災地域づくりをより一層推進するために推進計画を作成することにしました。



国際重要港湾志布志港

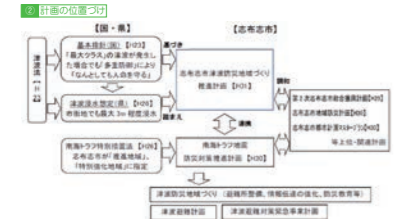


保育園による避難訓練の様子

志布志市津波防災地域づくり推進計画の概要

1. 推進計画の目的と位置づけ

【目的】この計画は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「最大クラスの津波(本市においては南海トラフの巨大地震)による被害の防止・軽減を図るため、ハードソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波に強いまちづくりを目指すための指針となることを目的とする。



2. 沿岸部の現状とこれからの取組

【志布志市の歴史】津波による詳細な被害記録は残っていませんが、概ね100～150年周期で発生するとされる南海トラフの地震や日向湾の地震で津波被害が生じた可能性があると考えられます。

【これまでの津波対策】当市は津波避難マニュアルや津波防災マップの作成、避難経路の整備、高度表示板の設置、防災教育、防災行政無線のデジタル化整備等の施策・津波防災施策を実施しています。

3. 津波防災地域づくりの課題

【浸水想定区域】市内には、住宅地でも最大3m程度の浸水が想定され、浸水想定区域(555ha)内の人口は約3,700人、就業者数は約3,000人です。津波到達時間は最短35分と想定されています。

【避難困難区域】津波による浸水は、洪水や高潮と異なり、波力があるため、数10cm程度の浸水深であっても死亡や家屋全壊等の被害につながります。このため、浸水深に問わず、津波による浸水想定区域は危険であり、避難が必要な区域です。住宅地の災害避難距離を500mとすると、右図の濃い赤色の範囲が避難困難区域となります。今後、避難困難地域解消のため、津波避難施設の整備を進めていきます。

4. 津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方

「この計画の理念は、「第2次志布志市総合振興計画」のまちづくりの基本理念である「志」あふれるまちを踏まえ設定しました。」

【今後の進め方】推進計画のみでは、強靱な津波防災地域づくりを進めることは不可能です。当市の最重要計画である総合振興計画や都市マスタープラン、また、各課が所管する各種計画及び今後策定を予定している国土強靱化地域計画との調和を図りながら、津波避難施設、避難路、津波避難サインなどのハード整備と併せ、防災教育や防災訓練などを行い、適宜推進計画の見直しを進めていく予定としています。

【避難の強要点】地震の揺れにより、家屋が倒壊したり、家具が倒れ、すぐに避難できないおそれがあります。また、がけ地が崩れるおそれがあります。液化化により、ドア等が開かなくなったり、道路が浸水・陥没して避難に支障をきたすおそれがあります。

【重要港湾である志布志港】重要港湾である志布志港は、海上輸送拠点として位置づけられており、本市のみならず周辺被災地の復興促進のためにも、早期復旧が必要です。

【避難の強要点】「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」

【避難の強要点】「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」

【避難の強要点】「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」

【避難の強要点】「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」

【避難の強要点】「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」

【避難の強要点】「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」

【避難の強要点】「津波避難施設の整備」「津波避難施設の整備」

5. 土地利用と避難体制の基本的な考え方

「今後想定される人口減少を受け、都市の集約化を図る立地適正化を見据え、津波防災地域づくりに対応した土地利用の考え方(需要)について、今後都市計画マスタープラン等と整合を図りながら検討することが必要です。」

【土地利用の考え方】「津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方」

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】

【津波防災地域づくりを推進するための基本的な考え方】



伊豆市

地域主体で進める観光・環境・防災のバランスがとれたまちづくり

伊豆市の特徴

伊豆市土肥地域は、海や景観、温泉などの豊かな自然に恵まれ、地域の生活や観光業をはじめとする産業はこうした豊かな自然によって支えられています。

市における推進計画作成の背景

伊豆市土肥地域における南海トラフ巨大地震に伴う津波は、高さ10mにもなり、地震発生から6分後には沿岸に到達する想定であるとともに、地震の揺れで建物が倒壊し、狭い道をふさいだり、火災が起こる危険性があります。

一方で、土肥地域を含め市内全域で、少子高齢化や人口減少が進行している状況にあります。

そこで、土肥地域を中心に、観光・環境・防災のバランスのとれたまちづくりを進めるうえでの方向性や取り組みを示すことを目的に、『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』を策定しました。

市推進計画作成の意義、期待される効果など

推進計画の作成にあたっては、地域のみなさんの計画となるよう、さまざまな方法で地域の意見を把握し、地域ができる施策が中心となる計画としました。

推進計画を作成したことで、個別に実施していた地震・津波対策を総合的に進めることができるようになりました。

「津波災害(特別)警戒区域」については、推進計画初版策定後も地域での議論が継続的に行われ、全国初となる「海のみ安全創出エリア(津波災害特別警戒区域)」の指定に至ることができました。

推進計画作成から連続して地域主導による取り組みを推進し、自治会や学校、団体等が目標となる「地震・津波対策がんばる地域宣言」を宣言したり、さらに具体的な防災活動となる「地区防災計画」の作成が進められています。また、避難訓練では、ITを活用した高度化が進んでいます。一方、小中一貫校の生徒を対象にした防災教育も始まり、生徒ならではの視点で取り組みのアイデアが生まれています。このように、推進計画を起点とし、地域でさまざまな取り組みが展開されるようになりました。

これら前向きな取り組みが評価され、「ジャパン・レジリエンス・アワード(国土強靱化大賞)2018」で最優秀賞となるグランプリを受賞することができました。

今後の進め方

地域主導の取り組みを推進し、地域におけるコミュニケーションを継続的に行いながら、推進計画の見直し(令和2年3月現在、推進計画は第3版)を行っていきます。

さらに、観光振興と安全・安心をかたちにするため、観光・防災の機能を複合的に有する施設整備や周辺への展開方策の検討を進めています。

伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画の概要

第1章	観光防災まちづくり推進計画の意義・目的	本市では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づきながら、伊豆市全域を推進計画区域とした「観光・観光・防災」のバランスのとれたまちづくりを進めることを目的に、『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』を策定しました。	
第2章	伊豆市の現状と土肥地域が抱える災害リスク	人口・世帯数 土肥地域は高齢化率が高く、現在の人口は明治21年と同規模。今後人口・世帯数減少が進行し、高齢化率が高くなるものも想定。 産業 宿泊・飲食サービス業の事業者・従業員が多い。観光交流客数は経年的に減少傾向。この数年は比較的安定。宿泊客が多い地域。 まちづくり 伊豆市都市計画マスタープラン、都市計画区域の見直し、伊豆市コミュニティネットワーク構想等の計画に関連。 災害リスク 安政御前崎津波の津波浸襲域に、津波・津波・最大津波高P10mが分けて設定されている。津波・津波・土砂災害による被害を減少させるための防災・減災対策の推進。 津波対策 津波対策の協議や、防潮堤・避難路・避難タワー、誘導標識の整備、避難ビルの指定、ペーパー整備等。	
第3章	観光防災まちづくりを推進するための基本的な考え方	【基本方針】観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまちづくり【取組方針】共生する「リスクを軽減し、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリア」を形成する。住民、観光客、従業員などの安全を確保するための官民連携体制の構築。共生する「地域が早期復旧するための支援機能の向上」を守る。減らす「地震・津波・土砂災害による被害を減少させるための防災・減災対策の推進」。	
第4章	推進計画区域	浸水想定区域外の避難施設や広域的な支援が必要になると考えられ、伊豆市全域を推進計画区域として設定。	
第5章	観光防災まちづくりの実現に向けたハード・ソフト対策	【リスクを軽減し、観光と防災を共生させるための考え方】観光と防災の共生に向けた考え方。おもてなしのあり方の検討/危険性だけが強調しないよう積極的に情報発信/防災も観光資源として活用等。リスクと共生する暮らし方・住まい方(土地利用)に関する考え方。避難体制の強化する区域・子どもや高齢者等が利用する施設を安全に建ててもらう区域の指定/区域への支援を積極的に創出等。官民連携体制の整備に関する考え方。地域で継続的に議論を重ねる/地域と観光事業者が連携し実効性を確認/改善地域主体による取組推進に関する考え方。地域が主体的に行う取組/地震・津波対策が「地域宣言」提示/「地区防災計画」の地域防災計画への位置づけ検討等。区域指定がおよぼす地域イメージへの影響に関する考え方。市民の不安払拭に向けた取組の推進/全国に向けた積極的な情報発信/地域が真摯に向き合う姿の「見える化」等。	
第6章	推進計画の実現に向けた今後の進め方	今後さらに検討が必要な事項 リスクへの理解、安全性を高めるための地域独自ルール、周知活動/取組の全国発信/観光客の避難対応/災害に強い暮らし方・住まい方、まちを構成する機能の配置/防災・観光を繋ぐ事業/津波対策施設の影響調査、整備の必要性検討等。推進体制 推進計画の検討体制を活用し、各関係者が連携し協力しながら実現を目指す。推進計画の評価・検証 定期的に進捗状況を評価・検証し、意見交換や関係機関との調整等を通じて、適宜推進計画を見直す。	



西伊豆町

まち・ひと・しごとを災害から守り 未来に繋げる防災まちづくり

西伊豆町の特徴

西伊豆町は、西側を駿河湾に、東側を急峻な山並みの天城連山に囲まれており、町の中心部には二級河川仁科川が流れているため、津波だけでなく、土砂災害や洪水の危険性が高い地域です。その中でも南海トラフ巨大地震による被害想定は甚大なもので町民の半数以上が被害にあう危険性があります。

町における推進計画作成の背景

当町では、東日本大震災を契機に地震・津波対策を実施してきました。先述したとおり災害リスクが高い地域のため、防災対策、特に津波対策を推進する基本方針を定めるために推進計画を策定しました。



未来図

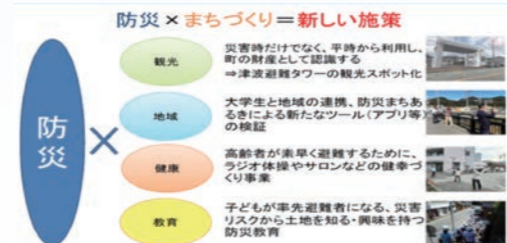
町推進計画作成の意義、期待される効果など

当町では、防災対策を町民が主体的に考える「町民防災会議」を設け、その中で地域の防災上の課題や対策を検討してきました。推進計画作成の際も町民防災会議を通して課題・対策を検討してきたため、需要の高い防災対策を推進計画に盛り込むことができました。

加えて防災とまちづくりを一体に考えた新たな施策の展開や事業の優先順位を定めることができたことも効果の一つです。

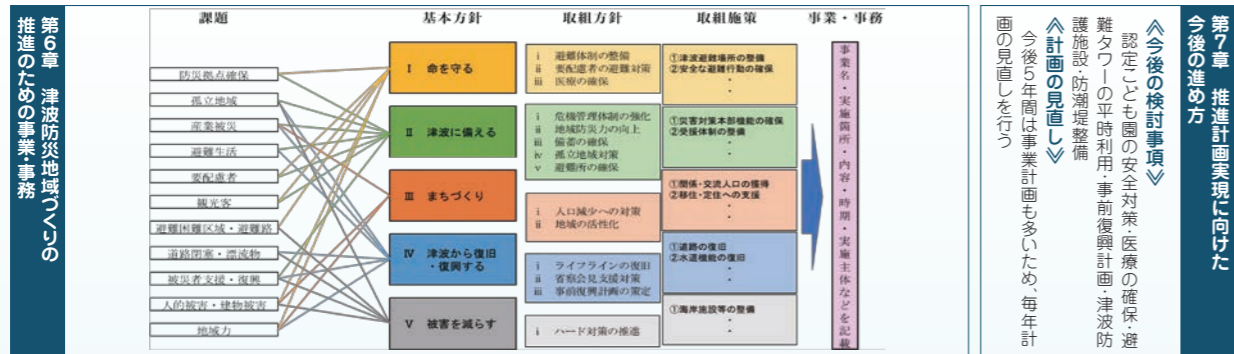
今後の進め方

今後数年間は津波避難施設の整備や文教施設の防災対策事業など多くの事業が進むことが想定されるため、5年間は毎年見直しを実施することとしました。また将来像を明確にするため、未来図を作成し、事業を進めながら見直しを図っていきます。

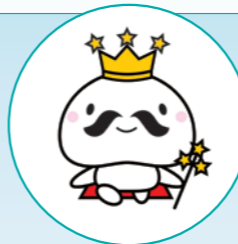


西伊豆町津波防災地域づくり推進計画の概要

第1章 推進計画の目的と位置づけ 《計画作成の背景と目的》 津波避難施設の整備や津波浸水区域内に位置する学校施設の整備等を一体的に整備するため、津波対策の基本方針を定める 《推進計画区域》 町内全域	第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組 《現況》 人口7,872人・高齢化率約5割・サービス業が主要産業・町内に鉄道はなく、主要道路は海岸線に沿っている 《これまでの取組》 町民防災会議による地域防災の推進・自衛隊連携・自主防災組織の育成・公衆無線LAN整備 等
第3章 津波防災地域づくりの課題 《地震・津波による被害想定》 最大震度6強・最大津波高15m・ 浸水面積2.5km ² ・犠牲者数4,300人	第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組 《基本方針》 まち・ひと・しごとを災害から守り未来に繋げる防災まちづくり
第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方 《津波災害警戒区域》 津波避難困難区域を解消したうえで、さらに津波避難対策を推進するために津波災害警戒区域を指定(令和5年) 《土地利用》 安全なまちづくりと景観に配慮した土地利用を推進 《警戒避難体制》 避難場所、避難経路の確保・ハザードマップの作成・情報収集、伝達手段の確保・防災意識の啓発普及	



第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方



みつ市

～「多重防御」で「犠牲者ゼロ」のまちみつ～

みつ市の特徴

本州最北端の下半島中心部に位置し、南に陸奥湾、西に平館海峡、北に津軽海峡と、三方を海に囲まれている本市は、日本ジオパークにも認定されており、日本三大霊場の恐山をはじめ様々な景勝地、温泉、豊富な食材など、豊かな自然の恵みを受けたまちです。

市における推進計画作成の背景

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに起因する大津波は、多くの尊い生命を奪いました。

このような、広域かつ未曾有の惨禍が二度と繰り返される事のないよう、国の指針に基づき、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の未来を展望できる地域づくりの実現に向け、本計画を作成することとしました。



みつ市総合防災訓練



みつ市総合アリーナ
(R2.9月供用開始、おおみなと臨海公園
一帯を広域避難場所として活用予定)

市推進計画作成の意義、期待される効果など

本市の地形上、全地域的に津波被害のリスクがあることを改めて認識したうえで、防災知識の習得などによる市民一人ひとりの『自助』、自主防災組織の結成による要配慮者の避難対策などの『共助』、国、青森県、本市、各関係機関が連携し支援を行う『公助』のベストミックスにより、市全体で取り組むことで、津波災害における犠牲者がゼロとなるまちづくりを目指すことが期待されます。

今後の進め方

新たな被害想定やシミュレーション結果の公表、施策に関する新たな方向性の提示、上位計画の更新・修正などとの整合性を図りながら、適宜更新していく予定です。

みつ市津波防災地域づくり推進計画の概要

1 推進計画の目的 ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを総合的に推進し、津波に強いみつ市を目指す。 地域ごとの産業や都市機能、歴史や伝統などを活かしつつ、津波リスクと共存しながら地域の発展を図る。	2 これまでの取組 ・地域防災計画の改定 ・みつ市津波避難計画の策定 ・津波ハザードマップの作成 ・総合防災訓練の実施 など	5 推進のための事業・事務 方針I 「なんとしても人命を守るために」逃げることを最優先する 基本方針(目標) 取組方針 I 避難経路の安全確保 ①沿道建築物の除去・耐震化 ②空き家対策の実施 ③津波避難ビルの指定 ④津波避難タワー、高台などの設置 II 要配慮者の避難対策 ①避難行動要支援者対策の強化 ②要配慮者施設の避難体制の整備 方針II 救助・救急活動や避難行動が不能になる「地域の孤立化」を回避する 基本方針(目標) 取組方針 I 輸送・搬送の手段確保 ①下半島縦貫道路、国道279号、国道338号の整備促進 ②漁港を活用した海路輸送・搬送 ③ヘリポート候補地の検討 II 交通の寸断防止対策 ①落橋防止対策 ②急傾斜地の点検 方針III 自助・共助の精神を培い、生活機能を停止させない「備え」を身につける 基本方針(目標) 取組方針 I 防災意識の醸成 ①自主防災組織の結成促進、育成 ②津波ハザードマップの作成 ③災害回上訓練などの実施支援 ④防災教育の充実 II 災害時の情報伝達の充実 ①防災情報伝達手段の整備 ②既存の情報伝達手段の有効活用 III 各種計画の調整 ①上位計画との連携 ②海岸沿い観光・宿泊施設などの津波避難計画の策定検討
3 津波防災地域づくり推進計画の課題 1. 避難困難地域における避難体制の確保 2. 津波防護施設、インフラ、建築物の整備 3. 地域防災力の強化 上記3課題を中心に、地区を細かく分割して課題を抽出。 それぞれ地区ごとに、地域特性、指定避難所及び一時避難場所(指定緊急避難場所)、避難困難地域、津波防護施設、地域防災力について記述。 【参考:大畑漁港地区】	4 基本的な考え方 「なんとしても人命を守るために」逃げることを最優先する 「自助・共助の精神を培い、生活機能を停止させない「備え」を身につける」 「公助」を期待する	6 実現に向けた今後の進め方 今後検討が必要な事項 I-i 避難経路の安全確保 I-ii 要配慮者の避難対策 II-i 輸送・搬送の手段確保 II-ii 交通の寸断防止対策 III-i 防災意識の醸成 III-ii 災害時の情報伝達の充実 III-iii 各種計画の調整 推進計画の継続的な評価・検証 ・新たな被害想定又はシミュレーション結果が公表されたとき ・施策に関する新たな方向性が示されたとき ・上位計画の更新又は修正が行われたとき

基本指針 (国土交通大臣)

津波浸水想定
(都道府県)

推進計画
(市町村)

津波防護施設
(都道府県または市町村)

▶ 津波防護施設とは

- 盛土構造物・護岸・胸壁・閘門(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)であって、
- 津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止・軽減するため都道府県知事又は市町村長が管理するもの

※津波防護施設の新設・改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする

▶ 指定津波防護施設とは

- 都道府県知事が、浸水想定区域内に存する津波災害を防止・軽減するため有用な施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)を指定…盛土された道路、鉄道施設など
- 当該施設の所有者の同意が必要

▶ 津波防護施設整備事業

補助率：1/2

【事業費下限値】推進計画に位置づけられた津波防護施設に係る事業費が、(ア)都道府県:5,000万円以上、(イ)市町村:2,500万円以上

【交付対象】 都道府県又は都道府県知事から津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

【対象事業】 津波防護施設整備事業：『推進計画』に記載され、国土交通省令で定める基準[※]を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のいずれかの要件に該当するもの (※津波の浸水防止に必要となる高さや波力等に対して安全な構造等)

交付対象事業	イメージ(道路を例として)
盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁 [※] であり、次の要件に該当するもの ※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を挿入するに限る。その長さは概ね延長500m以内とする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存道路盛土への閘門の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに設置する閘門に限り補助対象とする ● 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る
イ) 人家20戸以上 [※] を防護するもの。ただし、災害時要援護者関連施設又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は10戸以上を防護するもの ※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存道路盛土への胸壁の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに設置する胸壁に限り補助対象とする(概ね500m以内) ● 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る
背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、次の全ての要件に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兼用工作物の新設(津波防護施設、道路) <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模な開口部を閉鎖する場合には限り、道路、鉄道との兼用の盛土構造物を補助対象とする(概ね500m以内、災害時要援護者施設等を防護) ● 必要に応じて設置する閘門、胸壁、護岸も補助の対象に含む

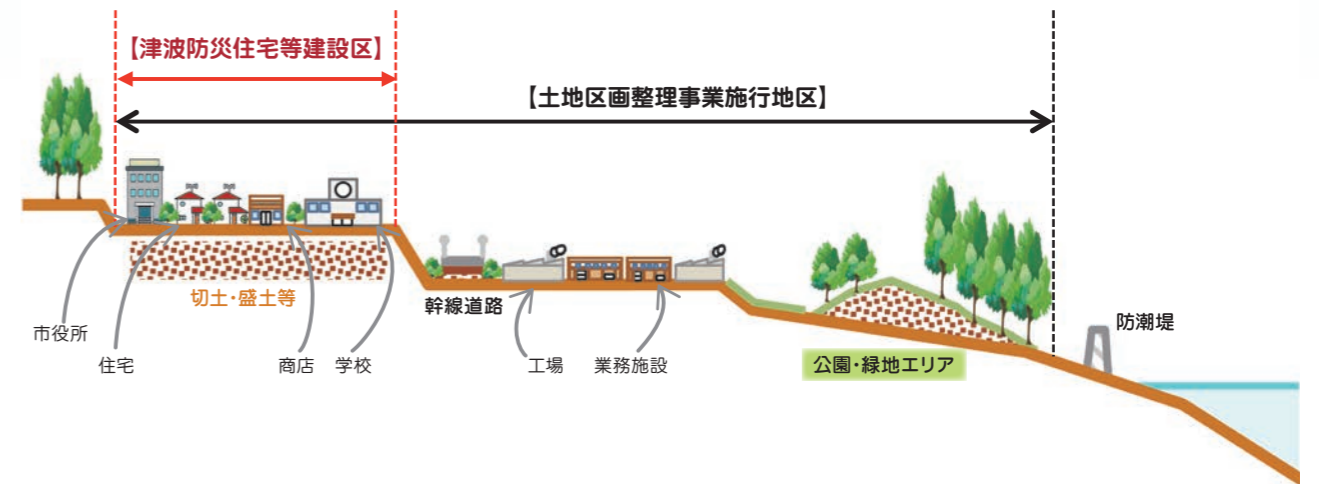
推進計画の区域内における特別の措置

▶ 津波防災住宅等建設区制度

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例(土地区画整合法第89条「照応の原則[※]」の例外)を設ける

※換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない(土地区画整合法第89条)

施行地区イメージ図

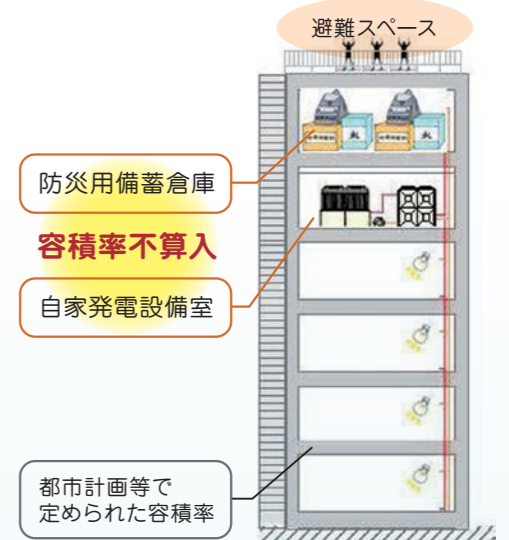


▶ 津波避難建築物の容積率規制の緩和

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする

迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する例) 都市計画上の指定容積率200%→220%相当に

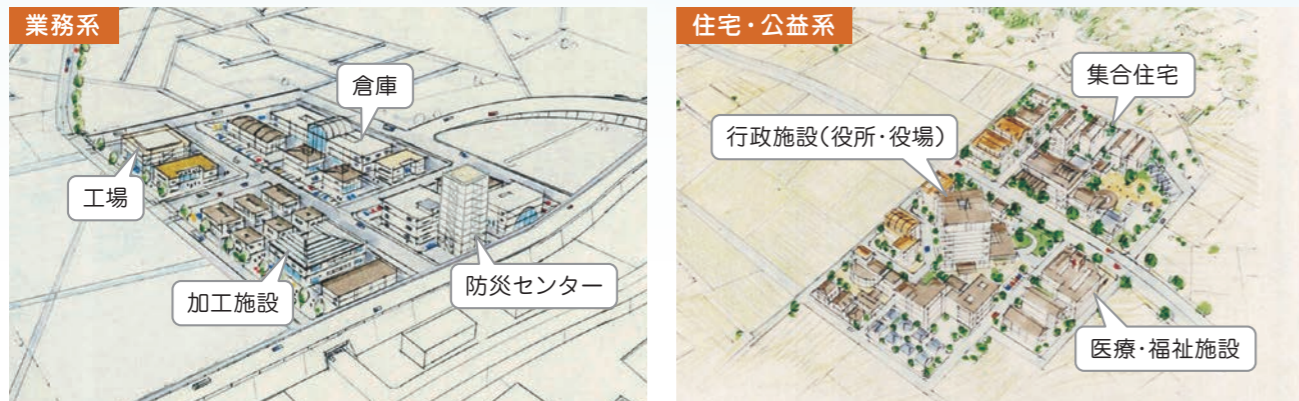
※本特例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい



拠点市街地の整備に関する制度

▶ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする(全面買収方式で整備することを可能とする)



【整備手法の例】

- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び防災センター等の公共施設や産業団地を整備し、民間が賃借する
- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び行政施設等の公共施設を整備し、民間が借地又は譲渡を受ける

予算概要

- 内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用(拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費) ※ 上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応
- 対象：被災地限定

税制概要

- 内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等(所得税・法人税)

推進計画の区域内における課税標準の特例措置

▶ 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

■ 制度内容

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき市町村が作成した「推進計画」に位置づけられた民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税について、下記の特例措置を講じる。

■ 対象者

臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者

■ 対象資産

- 護岸
地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を津波から防護するもの。
- 防潮堤、胸壁
陸上に設置し、背後地を津波の被害から防御するもの。
- 津波避難施設
津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物。



護岸高上げ前



護岸高上げ後



【津波避難施設の設置例】

【民間企業における津波対策の例】

特例内容

- ① 大臣配分資産又は知事配分資産:取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とする。
- ② その他の資産:取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※ 特例期間:令和2年4月1日～令和6年3月31日

津波災害警戒区域等において適用または要件が緩和される制度

▶ 津波被害から命を守るための施設整備を支援（都市防災総合推進事業）

津波が想定される地域などで、命を守るための避難地や避難施設等の地域の身近な逃げ場所の整備を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金)により支援

■ 支援内容

- 津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査
- 地区公共施設整備(避難地、避難路)
- 災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設(津波避難タワーなどの避難施設、避難施設への防災機能の追加整備(備蓄倉庫、耐震性貯水槽)) など

■ 実施要件

- 事業主体：地方公共団体
- 国費率：1/3、1/2
(南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3)

■ 地区要件

- 南海トラフ地震防災対策推進地域
- 津波災害警戒区域
- 津波防災地域づくり法の推進計画の区域 など



▶ 津波災害警戒区域からの住居の集団移転を支援（防災集団移転促進事業）

津波が想定される地域などで、居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を目的に住宅団地の整備等を支援

■ 施行者

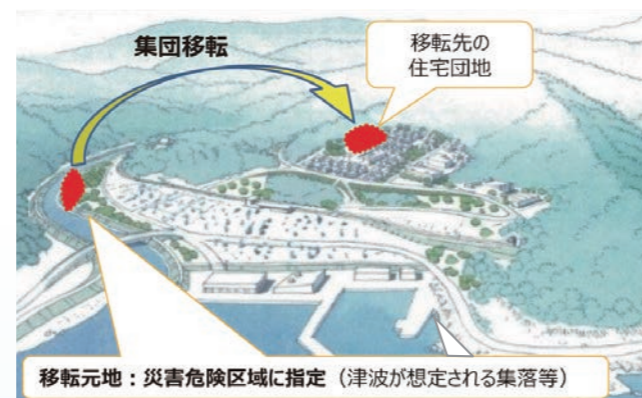
市町村、都道府県(市町村からの申出に基づく)、都市再生機構(自治体からの委託に基づく)

■ 事業要件

- 移転元地を災害危険区域として指定し、新たな住宅の建築を制限
- 移転先として自治体が住宅団地を整備
 - ・ 移転者の半数以上の戸数が住宅団地に移転すること
 - かつ
 - ・ 5戸以上(※)の住宅団地を整備すること
 ※津波災害警戒区域外から移転する場合は10戸以上

■ 補助対象

- ① 移転先の住宅団地の用地取得造成費用
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(住宅ローンの利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、水道、集会所等の公共施設整備
- ④ 移転元地の土地の買取(建物補償含む)
- ⑤ 移転者の住居の引越費用助成
- ⑥ 事業計画策定経費



集団移転のイメージ

■ 補助率等

- 自治体に対して3/4を補助(⑥事業計画策定経費のみ1/2)
- その他、地方財政措置あり

▶ 指定避難施設・協定避難施設に係る特例措置（固定資産税）

津波災害警戒区域において、市町村長が指定した指定避難施設及び施設管理者と管理協定を締結した協定避難施設の「避難の用に供する部分」及び各施設に付随する「避難の用に供する償却資産」にかかる固定資産税を軽減

津波避難施設の確保の促進に向けた固定資産税の特例

■ 特例措置の内容

① 協定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後5年間、2分の1を参酌して1/3以上2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

② 指定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、指定避難施設の指定後5年間、3分の2を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

■ 対象資産

- ① 対象避難施設の「避難の用に供する部分」
 - ② 対象避難施設の「避難の用に供する償却資産」*
- ※ 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備

■ 特例期間

平成30年4月1日～令和6年3月31日



対象となる施設

